

婦人運動に對する積極的の論議を中心としたものはあつたが、これ等の論議の内に婦人に對する當面の問題が如何に理解されて居るであらうかわれ等は、この問題の批判分析を試みねばあつた。そこで、この範圍内にこれ等を批判するであらう。

(4)

関東地方評議會婦人部設置特別委員會の意見等は、謂ふに「組合内の婦人の地位を考へる時、婦人はプロレタリアートとして、男子と同しく支配されて居る階級であるか、左時、プロレタリア婦人としては男子と支配されて居る要素であるか……」が、様に婦人の問題は二重問題である……、婦人組合員は甲か子と同じ賃銀労働者であるか、尚、其の上、婦人であるか、いふ資格を以て、財産業や職業の區別を取り去つて、健全な婦人労働者としての利害を討議し、これを集團